

広島県告示第四百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
広島県福山市走島町地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
唐船（二〇七四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	唐船（二〇七四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項	（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
唐船（五四二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	唐船（五四二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
トックリ（二一〇二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	トックリ（二一〇二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
ギボウシ（二一〇二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	ギボウシ（二一〇二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
上浦（二一〇二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上浦（二一〇二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
上浦（二〇七四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上浦（二〇七四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
上浦（二〇九九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上浦（二〇九九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
神原（三五二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	神原（三五二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
村間堂B（三五二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	村間堂B（三五二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
中村（二〇九四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中村（二〇九四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		



ギボシ（五 一七八）	土石流	次の図のとおり	ギボシ（五 一七八）	土石流	次の図のとおり
ギボウシ（ 五一七九b ）	土石流	次の図のとおり	ギボウシ（ 五一七九b ）	土石流	次の図のとおり
トックリ（ 五一八〇）	土石流	次の図のとおり	トックリ（ 五一八〇）	土石流	次の図のとおり
トックリ（ 五一八〇隣 a）	土石流	次の図のとおり	トックリ（ 五一八〇隣 a）	土石流	次の図のとおり
トックリ（ 五一八〇隣 b）	土石流	次の図のとおり	トックリ（ 五一八〇隣 b）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。